破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３９５号
愛知県一宮市萩原町萩原字西ノ川2980番地１
プリミエールツイン102号
破産者　角木　順一
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破 産 終 結

平成１３年（フ）第１３９号
香川県観音寺市観音寺町甲992番地２
破産者　オードマン株式会社
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第５０９号
熊本県水俣市古里877番地の１
破産者　株式会社有木産業
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１１１２号
熊本市出水６丁目15番35号、前住所熊本県天草市牛深町943番地１
破産者　中野久美子
１　決定年月日　平成22年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３８１号
熊本市江津２丁目32番46号
破産者　梅野　清文
１　決定年月日　平成22年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第８０７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5058番地　町住稲荷団地37―２―７
破産者　竹内　鉄応
１　決定年月日　平成22年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４号
宮崎県日南市油津３丁目10番11号
破産者　宮田　　沃
１　決定年月日　平成22年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１９４号
千葉県柏市根戸1825　１号棟102号室、住民票上の住所東京都中央区佃３丁目５番３号
前田方
破産者　佐野　治雄
１　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
２　一般調査期日　平成22年６月15日午後１時15分
平成22年３月23日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４２４号
大阪市東淀川区大道南２丁目６番４号　ピアチェーレＤＡＩＤＯ301号
破産者　細谷　豪城
１　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
２　一般調査期日　平成22年６月７日午後３時30分
平成22年３月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３２５号
長崎県長崎市かき道４丁目４番12号
破産者　松林　茂樹
１　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
２　一般調査期日　平成22年６月11日午後１時30分
平成22年３月26日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８１号
東京都台東区東上野６―20―８　サンパレス稲荷町401号、破産開始決定時の住所埼玉県川口市本町４丁目７番21―1202号　オーベル川口本町
破産者　関根佳代子
１　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
２　一般調査期日　平成22年７月13日午前11時
平成22年３月23日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第２０６５号
堺市東区引野町１丁124番地５、開始決定時の住所堺市東区引野町１丁121番地16
破産者　山口晃史こと山口晃司こと　山口　好司
１　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
２　一般調査期日　平成22年６月17日午後３時30分
平成22年３月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第７０４号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目10番20号
破産者　株式会社下村大建設
特別調査期間　平成22年４月19日から平成22年４月30日まで
平成22年３月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１０２号
和歌山市新生町５番22号
破産者　株式会社シルバースター61
１　期日　平成22年５月17日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第２８０号
山口市下小鯖1331番地の１
破産者　株式会社満天の湯
異議申述期間　平成22年４月28日まで
平成22年３月26日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市黒神町2581番地７、住民票上の住所鹿児島県指宿市西方3675番地
破産者　川添　正人
異議申述期間　平成22年５月20日まで
平成22年３月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第７２５号
鹿児島県鹿児島市黒神町2586番地１
破産者　川添　　強
異議申述期間　平成22年５月20日まで
平成22年３月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市黒神町2587番地26
破産者　川添　　勇
異議申述期間　平成22年５月20日まで
平成22年３月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係